

東京都社会福祉審議会委員応募要領

1 趣旨

東京都社会福祉審議会（以下「審議会」という。）は、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉を除く。）を調査審議することを目的とする知事の附属機関です。

このたび、審議会の運営に広く都民の意見を反映させるために、審議会委員の一部を都民から公募します。

2 公募委員数

3名程度

3 応募できる方

次の全ての条件を満たす方

- (1) 都内に住所を有する満20歳以上の方（平成28年12月1日現在）。ただし、公務員を除きます。
- (2) 年間数回程度開催される審議会に出席できる方

4 応募方法

- (1) 応募に際して提出していただくもの

「応募動機及びこれからの社会福祉のあり方」をテーマとする600字から800字までの作文

※ 住所、氏名、年齢、性別、職業及び電話番号を書いたものを別紙として必ず添付してください。

なお、提出された作文等はお返しいたしませんので御了承ください。

- (2) 提出方法及び締切り

平成28年12月20日（火曜日）（当日消印有効）までに、下記担当宛てに郵送して下さい。

- (3) 選考

福祉保健局に設置する、委員の選考審査会で決定します。

なお、審査結果については、平成29年2月上旬頃に本人に通知します。

5 委員報酬

都が規定する委員報酬額

6 業務内容

社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査、審議していただきます。

7 委員の任期

任命の日から3年

(担当) 東京都福祉保健局総務部企画政策課

住所 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5320-4019